

「貸切バス運賃・料金制度ワーキンググループ」フォローアップ会合 第1回議事概要

日時：平成27年2月3日（火） 18:30～20:50

場所：中央合同庁舎3号館8階 国際会議室

事務局からの資料説明の後、質疑応答及び意見交換が行われた。概要は以下のとおり。

【新たな貸切バスの運賃・料金制度の施行状況等について】

- 手数料の引き上げや、高速道路料金やガイド料金等の負担について、バス事業者に求める場合がある。
- 運賃届出以前に受注したように見せかけて旧運賃で運送しているバス事業者がいる。届出運賃を守らない事業者はちゃんと処分し、また、監査をもっと強化してほしい。
- 各地方運輸局ブロックの境界では、単価が高いブロックの事業者が不利になるため、運送を受注したエリアの単価でやるべき。遠方の事業者は回送分が運賃に入るため不利になることから、同一地域の回送料金を検討すべき。
- 学校関係には直接説明をしていないところがあり、新運賃制度を知らないところがある。資料の配布だけでは足りない。
- 8月までのデータでは8割が旧運賃。今でも7割が旧運賃。4月からは全て新運賃となる。相談センターには日帰りバスツアーがなぜ2～3,000円も上がったのかと苦情がある。
- 各地の国民生活センターに寄せられた貸切バスの苦情のうち、運賃料金に関するものは7～8%であり、ツアー内容が昨年と同じであるのに今年は2～3,000円上がったというものや、町内会や学生団体でバスを手配しようとしたら、すごい値段が上がっているという内容。また、県の旅行業協会に聞くと、公示運賃の下限以下のものは罰則があり、下限以下の事業者はどこもいないと説明を受けたと言っており、制度が浸透していない地域がある。
- 新運賃制度には、安全コストの反映や労働力の改善という意味がある。新車の導入や従業員の教育などサービスにとっても重要なことにもつながるため、周知徹底をしないといけない。値上げになっていると言われるが、バブルの絶頂期は今の倍は取れていた。
- 質の良いサービスや高い安全性を確保するための新運賃制度であることを前面に押し出して、行政、バス業界、旅行業界で周知していく必要がある。周知については、組織的に行う必要がある。
- 安全に対する努力をしているバス会社が、利用者にその違いを上手く説明できる手法がないのが課題。
- 新運賃制度の遵守と徹底を図ることが重要である。そのためには、収受状況も把握していただく必要がある。
- マイクロバスと小型バスの運賃の取り扱いや、オフシーズン対策を運賃制度に反映することを検討してほしい。
- 新運賃制度では安全コストを含めることにしているため、しっかりと安全対策や労働条件の改善につながっていかないといけない。
- 貸切バスの運転手が集まらないため、運転手の給与を引き上げたという会社もある。どの程度の会社が処遇改善を行ったのか、車両の更新がどのくらい進むようになったのか調査する必要がある。

- 運転手の給与を上げていかないと、運転手の確保は難しい。
- この他、いわゆる中抜け運送やかみ合わせ運送への対応について議論が行われた。

以 上